

(仮称) 新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書における手続き

【環境影響評価（環境アセスメント）】

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度

【計画段階環境配慮書】

事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書

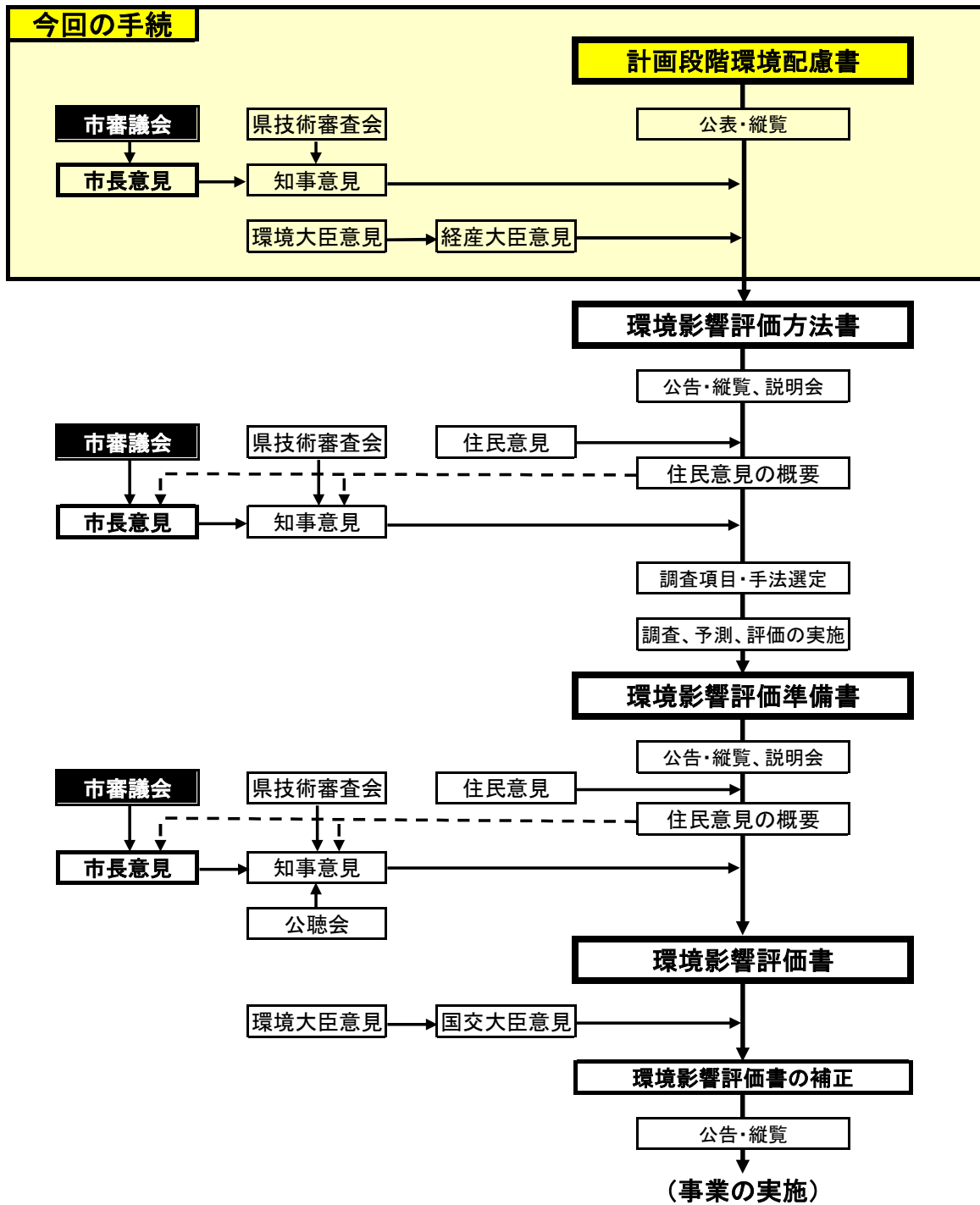
【配慮書の手続き】

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

【環境審議会の流れ】

	時期	内容	備考
1	8月24日（木）	諮問	下関市長 → 下関市環境審議会会長
2	8月24日（木）	第1回下関市 環境審議会	事業説明
3	9月12日（火）	第2回下関市 環境審議会	意見票への回答 市長への答申案
4	9月26日（火）	答申	下関市環境審議会会長 → 下関市長
5	9月下旬	市長意見	下関市長 → 山口県知事

(仮称)新白滝山風力発電事業に関する環境アセス手続フロー図



環境影響評価に関する図書

